

# 公正取引法施行令改正案の立法予告とその示唆点

August 26, 2022

## 目次

- I. 同一人関連者に含まれる親族範囲の調整 (改正案第4条第1号ガ目)
- II. 社外理事(取締役) 支配会社の原則的系列会社からの除外 (改正案第4条第1号ラ目)
- III. 中小ベンチャー企業の大企業集団系列編入の猶予制度改善 (改正案第5条第2項第5号)
- IV. 役員独立経営の要件のうち取引金額の判断時点の変更 (改正案第5条第1項3号バ目)

公正取引委員会は、2022年8月11日に親族範囲の調整等の大企業集団の制度合理化に向けた公正取引法施行令改正案を立法・予告しました。昨年の12月に公正取引法全面改正による公正取引法施行令の全部改正案(2021年12月30日施行)以降、初めて立法予告された今回の改正案は、主に同一人の親族範囲の調整等の大企業集団制度に対するものとして、公取委は、2022年9月20日までに意見取纏めをした利害関係者と関係部署等の意見に基づいて施行令の改正を完了する予定となっています。

法務法人(有限)世宗は、今回の改正施行令案の主な内容について紹介し、示唆点について検討してみました。その主な内容については、下記の表のとおりです。

区分	現行	改正案
同一人 親族範囲	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 血族六親等、姻族 4 親等</li><li>▪ 事実婚の配偶者は含まない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 血族六親等、姻族 3 親等 (例外あり)</li><li>▪ 嫡出子のある事実婚の配偶者を含む</li></ul>
社外理事の支配 会社	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ (Opt-out方式) 原則は系列編入、 役員独立経営申請後の要件充足時には除外する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ (Opt-Opt-in方式) 原則は系列未編入、 役員独立経営要件の未充足時に編入</li></ul>

中小ベンチャー企業の系列編入の猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上高比の研究開発費用の割合が<b>5%以上</b>の中小企業を対象とする</li> <li>子会社編入猶予の如何が不明確</li> <li>系列編入と同時に猶予申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上高比の研究開発費用の割合が<b>3%以上</b>の中小企業を対象とする</li> <li><b>子会社編入猶予</b>の明示</li> <li><b>系列編入後の1年以内</b>に猶予申請</li> </ul>
役員独立経営の取引依存度の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員独立経営要請日の「<b>直前1年間</b>」の取引金額を基準とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員独立経営要請日の「<b>直前事業年度</b>」の取引金額を基準とする</li> </ul>

# 1. 同一人関連者に含まれる親族範囲の調整(改正案第4条第1号ガ目)

## ア. 親族範囲の縮小

現行の公正取引法施行令は、特殊関係人に含まれる同一人の親族の範囲を「血族六親等、姻族四親等」までと規定しています。これにつき、一般的な国民の認識に比べ、親族の範囲が広く、核家族の普遍化・戸主制の廃止等により、これらのすべてを把握することも容易ではないため、企業集団の模範義務が過度<sup>1</sup>なものであるという指摘が持続的に上がっていたところ、今回の改正案は、親族の範囲を「血族四親等、姻族三親等」までに縮小しました。

さらに、今回の改正案により、親族の範囲から原則除外されていた血族五親等・六親等または姻族四親等は、同一人の支配力を補助している場合(①同一人側の会社の株式1%以上を有しているか、②同一人・同一人側の会社と債務保証・資金貸借の関係が存在する場合)にのみ、例外として親族の範囲に含まれるように規定しました。

このような親族範囲の縮小により、特別に同一人の支配力を補助している場合でもないのに、単に親等上の親族範囲に該当するという理由で、大企業集団の指定に関連する資料を準備しなければならないことや、当該親族の支配会社が自動的に系列会社へと編入された後、親族独立経営申請<sup>2</sup>を通じて要件充足の際に、系列会社の除外が認められる実務上の煩わしさが軽減できるものと期待されます。

ただし、①除外となる親族の中でも、一定の基準に基づいて規制対象の親族範囲に依然として含まれる場合があり、②全体的な管理対象の親族範囲が縮小されることにより、親族および系列会社の漏れに対する制裁がさらに厳格なものになると予想されるということから、親族管理の重要性がより高まるものと見ることができます。

<sup>1</sup> 公取委は、大企業集団の指定に向け特殊関係人等に対して関連資料を要請することができ、これを拒否したり虚偽の資料を提出したりする場合には、同一人に対する刑事処罰等の制裁を科すことができる。

<sup>2</sup> 同一人の親族が支配する会社が、大企業集団側とは独立して経営されていると認められる場合、大企業集団の系列会社から除外する制度である(公正取引法施行令第5条第1項第2号)。

## 1. 事実婚配偶者の明示

一方、現行の公正取引法施行令では、特殊関係人として「配偶者」に事実婚の配偶者が含まれるか否かが明確でないため規制の盲点となっており、事実婚の配偶者を特殊関係人として規定している商法や国税基本法等の主な法令との均衡ともズレが生じているという指摘がありました。

これにつき、今回の改正案は、**事実婚配偶者を同一人関連者として明示するものの、法的な安定性と実効性のために嫡出子関係が成立するもの(子)が存在する場合**にのみ、同一人関連者に含まれるものと規定しました。このように、新たに事実婚配偶者が特殊関係人に含まれることになったため、各企業集団においては、来年度の大企業集団の指定資料の提出に関し、事実関係の把握等により準備を綿密に進めておく必要があるものと思われます。

## 2. 社外理事支配会社の原則的系列会社からの除外(改正案第4条第1号ラ目)

現行の公正取引法施行令によると、同一人関連者に役員が含まれることにより(施行令第4条第1項マ目)、大企業集団側において社外取締役を迎える場合、その者が支配する会社も一旦当該大企業集団に自動編入され、社外取締役が独立して経営する会社については、役員独立経営申請<sup>3</sup>を通じ、事後に系列会社から除外しています(Opt-out方式)。

これにつき、企業集団に過度な模範義務を課し、大企業集団の規制適用による負担要因になるため、専門性のある社外取締役の迎え入れが難しいという指摘が上がっていた中、今回の改正案は、これまで社外取締役の支配会社は、親族・一般役員の場合とは異なり、偽装系列会社が問題となった事例が殆どなかったことを考慮し、社外取締役の支配する会社は、原則として、系列会社の範囲から除外するものの、社外取締役の支配する会社が、役員独立経営の要件を満たせない場合には例外として系列会社へ編入するものとして規定しました(Opt-in方式)。

役員独立経営申請に向けて準備すべき書類および資料の量がやや多く、その認定要件が相対的に厳しいことを考慮すると、社外取締役側においては、役員独立経営申請を行わなければならない煩わしさを解消することができ、大企業集団の規制適用による負担要因についても解消されるため、大企業集団側において専門性を有する社外取締役の迎え入れが容易になるものと思われます。

ただし、今回の改正案に基づいても、①社外取締役として選任された後、新たに支配することとなった会社の場

<sup>3</sup> 役員が支配する会社が大企業集団側とは独立して経営されていると認められる場合、大企業集団の系列会社から除外する制度である(公正取引法施行令第5条第1項第3号)。

合、系列編入として解釈されるという点、②社外取締役として選任された当時、すでに支配していた会社の場合、依然として独立経営認定要件を満たさなければならないため、出資の関係や取引関係に応じ、事後に系列編入となり得るという点を考慮すると、社外取締役の支配会社に対する持続的な管理が必要となります。また、実質的に、会社の常務に従事するのか、また、会社との利害関係があるなど、商法第382条3項<sup>4</sup>の要件を充足できていない取締役を社外取締役として選任し、その支配会社を企業集団に含まない場合、今後、公取委が系列編入の届出漏れを問題とすることができるため、この点に留意しておく必要があります。

### 3. 中小ベンチャー企業の大企業集団系列編入の猶予制度改善 (改正案第5条第2項第5号)

2021年7月16日付のニュースレターを通じ、2021年12月30日付で公正取引法施行令の全部改正案においてベンチャー持株会社の子会社であるベンチャー企業と中小企業(研究開発費用の規模が年間の売上高の5%以上である場合)(以下「**中小ベンチャー企業**」といいます。)は、企業価値を実現するにあたり相当な期間が必要となる点から、中小ベンチャー企業に対して大企業集団系列編入を猶予する期間を、現行の7年から10年に拡大するという点を紹介しました。

公取委は、今回の施行令改正案において、上記の中小ベンチャー企業における大企業集団系列編入の猶予制度に関連し、①既存の「売上高比の研究開発費用の割合**5%以上**」から「売上高比の研究開発費用の割合**3%以上**」へと中小企業の系列編入猶予の適用要件を緩和し、②**中小ベンチャー企業の子会社**についても、系列編入が猶予され得るということを明示しており、③大企業集団の系列編入の要件を満たした後、1年以内までは猶予申請が可能であるものと規定しました。

特に、一旦系列編入の処理がなされると、直ちに中小ベンチャー企業の地位を失い、系列編入の猶予を申請できなくなる事例が存在したところ、今回の改正により、そのような不合理な事例はなくなるものと予想されます。ただし、実務においては、系列編入後に別途の系列編入の認定を受ける手続きが相対的に複雑かつ相当な時間を要するということから、依然として、系列編入の申告と系列編入の猶予申請を同時に行うことが望ましいものと思われる。

<sup>4</sup> 商法第382条(取締役の選任、会社との関係および社外取締役)③社外取締役は、当該会社の常務に従事しない取締役として、次の各号のいずれかに該当しない者をいう。社外取締役が次の各号のいずれかに該当する場合には、その職を失う。

1. 会社の常務に従事する取締役・執行役員および被用者または最近2年以内に会社の常務に従事した取締役・監査役・執行役員および被用者
2. 筆頭株主が自然人の場合、本人とその配偶者および直系尊属・直系卑属
3. 筆頭株主が法人の場合、その法人の取締役・監査役・執行役員および被用者
4. 取締役・監査役・執行役員の配偶者および直系尊属・直系卑属
5. 会社の親会社または子会社の取締役・監査役・執行役員および被用者
6. 会社との取引関係等の重要な利害関係にある法人の取締役・監査役・執行役員および被用者
7. 会社の取締役・執行役員および被用者が取締役・執行役員として勤めている他の会社の取締役・執行役員および被用者

## 4. 役員独立経営の要件のうち取引金額の判断時点の変更(改正案第5条第1項3号バ目)

現行の公正取引法施行令によると、役員独立経営の認定に向け「企業集団側および役員側の相互間の売上・仕入の依存度50%未満」の要件を充足しなければならないところ、当該取引金額の判断時点を「企業集団からの除外を要請した日を基準とする直前の1年間」と規定しています(施行令第5条第1項第3号バ目)。

今回の改正案は、取引金額を役員独立経営の申請日が属する事業年度の「直前の事業年度」を基準として算定するものとして改善を図ったところ、これにより、財務諸表上の決算金額と売上・仕入の取引金額とを一致させることにより、今後の役員独立経営申請に関連する資料をより効率的に準備することができるようになりました。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

### For Questions or Comments

**[日本チーム]** T. +82-2-316-4114 E. [jpg@shinkim.com](mailto:jpg@shinkim.com)

- 金潤希 (キム・ユンヒ) Japan Team Leader | パートナー  
T. +82-2-316-4025 E. [yhekim@shinkim.com](mailto:yhekim@shinkim.com)

### [公正取引部門]

- 朴柱泳 (パク・ジュヨン) | シニア外国弁護士 T. +82-2-316-4692 E. [jyoungpark@shinkim.com](mailto:jyoungpark@shinkim.com)
- 李相噉 (イ・サンドン) | パートナー T. +82-2-316-4638 E. [sdlee@shinkim.com](mailto:sdlee@shinkim.com)
- 石根培 (ソク・グンベ) | パートナー T. +82-2-316-4640 E. [gbseok@shinkim.com](mailto:gbseok@shinkim.com)
- 蔡志珉 (チェ・ジミン) | アソシエイト T. +82-2-316-1649 E. [jmchae@shinkim.com](mailto:jmchae@shinkim.com)
- 朴仁圭 (パク・インギョ) | アドバイザー T. +82-2-316-1708 E. [jgpark@shinkim.com](mailto:jgpark@shinkim.com)

---

## SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

法務法人(有)世宗のニュースレターに掲載された内容および意見は、一般的な情報提供の目的で発行されたものであり、ここに記載された内容は、法務法人(有)世宗の公式的な見解や具体的な事案についての法的な意見ではないことをお知らせ致します。

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

ソウル市鍾路区鍾路3ギル(通り)DTOWER D2 23階 (〒)03155 T. 02-316-4114 <https://www.shinkim.com>

---